

平成 30 年度から 32 年度までの 介護保険料改定のお知らせ

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の介護保険料は、介護保険法により 3 年に 1 度見直しをすることになっています。

平成 30 年度は見直しの年にあたり、平成 30 年度から 32 年度まで 3 年間の安平町第 7 期介護保険事業計画で見込んだ介護サービス量（介護給付費）を賄う介護保険料に改定することになりました。

被保険者の皆様には制度改正により負担増をお願いすることになりますが、安平町の介護保険事業の安定を図り、地域で介護が必要な方を支え合うためにご理解いただきますようお願いいたします。

（改定の主な理由）

増額要因

- ①平成 28 年度から提供している小規模多機能型居宅介護サービス量の増加に加え、今年 4 月に開設したサテライト型特別養護老人ホーム（※）の給付費を見込んだことによる増加。
- ②制度改正により 1 号被保険者の負担率が 22% から 23% に引き上げられたなど。

減額要因

- ③法改正により 8 月から一定以上の所得者について自己負担額が 3 割になることによる。
- ④第 6 期計画における余剰財源を第 7 期計画における保険料の上昇を抑える財源とすることによる。

※サテライト型特別養護老人ホームとは

サテライト型とは、大規模な母体施設から機能の一部を同じまちの中に分散して設置するもので、利用者が住みなれた地域で生活でき、かつ、地域との密接なかかわりができる場所を提供した「地域密着型老人福祉施設」のこと。

母体施設との連携が前提条件となっているため、連携体制の確保ができていれば、特養の要件である医師や生活相談員などの人員配置基準や調理設備など施設基準において緩和措置がとられています。



介護保険の財源について（利用者負担分は除く）

介護保険制度における介護費用は、「利用者負担（10% から 30%）＋保険料＋公費」による負担構成となっており、利用者負担を除く介護給付費は下記の財源構成により支えています。

※平成 30 年度から平成 32 年度までの割合です。

